

大阪広域水道企業団

設 立 趣 意 書

企業団設立検討に至る経過

〔府市連携から府市統合へ〕

平成18年から、大阪府と大阪市は府市連携協議会を開催し、水道事業の府市連携について協議を行ってきたが、連携では効果が限定的であり、大きな視野で統合の観点からの検討が必要との認識で、橋下大阪府知事が平松大阪市長に提案し、平成20年2月から、府市が水道事業統合協議を進めてきた。

〔コンセッション型指定管理者制度の検討〕

当初、大阪府は、大阪市との企業団方式を、大阪市は、府の用水供給事業を市が承継する提案をし、協議を重ねたが結論に至らず、平成21年3月、大阪市が、府の用水供給事業を大阪市が指定管理者になって運営する「コンセッション型指定管理者制度」を提案した。

府は、水道事業については、住民への直接的なサービス提供であり、基礎自治体である市町村が水平連携で実施すべきとの考え方により、府水道部を廃止し、大阪市を核とした水平連携により水道事業統合の最終目標である府域一水道の実現をめざすため、そのワンステップとしてコンセッション型指定管理者制度の導入を決定した。9月には、今後の協議の進め方について市と合意をし、10月には、府市で受水市町村に説明会を実施した。

〔首長協議〕

大阪府営水道協議会（府水協）は、市町村の意見・疑問点等を取りまとめて府市に提出し、府市から12月に回答を得た。府水協は、これを受け、府市統合協議に関しては、統合後の組織形態や広域的水道整備計画の変更など受水市町村の首長の合意や議会の議決が必要となってくるため、首長の政治的判断を求める必要があるとのことから、市長会・町村長会における議論を要請した。

市長会・町村長会では、コンセッション型指定管理者制度と企業団の比較・検討などの協議を行ったが、平成22年1月18日の市長会、同19日の町村長会において、受水市町村の首長による枠組みで、方向性を示し検討を進めることが望ましいとの結論に至った。

1月30日、受水市町村の首長会議が開催され、

- ・受水市町村の総意において、コンセッション方式は選択しない。
- ・府域水道事業の今後の方向性として、基本的に企業団方式で検討を進めることとし、将来的には大阪市を巻き込んだ府域一水道を目指していく。
- ・平成23年4月の企業団設立を目標にして検討を進めていく。

との方針を決定した。

府は、平成22年2月10日に戦略本部会議を開催し、企業団方式の検討に市町村と一体となって取り組むことなどを決定した。

企業団設立趣意

□ 大阪広域水道企業団の設立について

◇ 社会的背景

- ・ 府域の水道事業は、戦後の人口急増と経済発展による水道水源確保の必要性和市町村間の重複投資を避けるため、市町村が大阪府に対して用水供給事業の要請を行った。大阪府は、淀川、琵琶湖などの水源確保とともに、浄水場や送水施設等を整備して用水供給事業を開始し、現在に至るまで、府内42市町村に安全、安心な水を安定的に供給してきた。
- ・ 近年においては人口減少期に入り、水需要が減少してきたことにより、府域の水道事業の課題は、水源確保や拡張整備といった新たな需要への対応から、取水、浄水、送水、配水までのシステムの維持・更新へと変化しており、また一方で、一部の市町村は、団塊の世代の退職による技術の承継や施設更新に係る財政負担など、厳しい経営課題を抱えている。
- ・ 地方分権の時代にあつて、水道事業の質的变化や課題に対応し、経営基盤を強化しつつ府域全域に、安全・安心な水を、将来にわたって安定的かつ低廉に供給していくためには、府域の水道事業をトータルで考えた場合、大阪府が用水供給事業を続けるのではなく、より住民に近い市町村が用水供給事業を直接担うことで、自ら経営・事業計画、料金を決定し、あわせて市町村水道事業との連携拡大や広域化を進めていくことが重要である。

◇ 企業団の設立

- ・ こうした共通認識に立ち、このたび、大阪広域水道企業団を設立するものである。
- ・ なお、企業団設立にあたっては、これまで府営水道が42市町村共有の水源としての役割に鑑み、統一料金により用水供給事業を行ってきたことを踏まえ、府営水道の事業を引き継ぐ企業団においても、構成団体への用水供給料金について統一料金により運営するものとする。
- ・ また、用水供給事業の円滑な移管を図るため、現在の府営水道の施設、人員の承継など、大阪府の全面的な協力のもと、市町村が一丸となって事業開始するものとする。

□ 企業団像 ～タフでスリムな企業団経営～

◇ エンドユーザーの立場で経営改革

・ 給水安定性の向上

府営水道は、平成17年度に策定した「長期施設整備基本計画」について、水需要の減少や市町村からの要望を踏まえた見直しを行い、平成22年5月、新たな「施設整備マスタープラン」を策定した。

このプランは、水需要予測に基づく効率的な施設更新と既存施設の有効活用、震災時にも都市機能の維持が可能な水の供給、受水市町村の広域化支援、安定給水の強化を柱として、市町村の意見を反映しながら策定されたものであり、企業団設立後も基本的には引き継ぐこととする。

企業団設立後は、今後の情勢変化に応じた計画内容の見直しや、事業実施段階での効率化の検討など、適切に対応していく。

・ 組織のスリム化・事業の効率化

府営水道は、これまでも浄水場の運用管理の一元化など人員削減に取り組んできたが、企業団設立後は、経営や計画等コア部門の少数精鋭化や、安定給水の確保と費用対効果を勘案しつつ事業部門の更なるアウトソーシングなど組織のスリム化を推進するとともに、市町村で設立する企業団の強みを活かし、市町村水道事業との連携を拡大し、用水供給事業と市町村水道事業の効率化を進める。

・ 更なる用水供給料金の値下げ

府の経営収支シミュレーションでは、水需要の減少や府営水道の値下げによる減収、水源からの撤退に係る費用を見込んでも、平成25年度からは琵琶湖総合開発事業にかかる減価償却費約50億円／年が減少し、長期にわたる施設整備に要する事業費も大幅に減少していくことが示されている。

これを踏まえれば、設立後の企業団において、事業の効率化を図りながら、更なる料金値下げが追求でき、施設の維持・更新に係る財政負担など厳しい経営課題に直面している市町村の経営基盤の強化につながるができる。

企業団として経営の効率化を図る中で、安定給水に留意しつつ、さらなる値下げに向けて積極的な対応を図っていく。

◇ 参画自治体の創意と総意で事業を推進

市町村が共同で企業団を設立する最大のメリットは、住民に身近な基礎自治体である市町村が、直接経営することにある。

健全経営を見込む企業団の経営を、自らの意志決定で更にスリムで効率よく改善できるとともに、住民の視点に立った事業に変えていくことができる。

企業団には議決機関として議会を置くこととなるが、このほか、経営や事業計画に関する重要事項を審議し、政策決定していくべく、首長会議・運営協議会を設置するなど、すべての構成団体が知恵を出し合い、その総意で運営を行う。

◇ 市町村水道事業と連携した事業実施

・ 人材の共有化、育成

企業団職員と市町村職員の人事交流などによる人材育成に加え、退職技術者等を登録し、要請に応じて派遣する仕組として、人材バンクを創設するなど、企業団事業と市町村水道事業の効率的な人員交流システムを構築していく。

・ 施設の共有化

投資や維持管理費の削減のため、今後の施設整備にあたって、企業団と市町村水道事業の施設の共有化を検討するなど、一層の効率化を図る。

・ 業務の共同化

効率的な業務執行を図るため、現在実施している市町村水道事業との共同水質検査体制の拡充や送配水設備の点検、設計・監督業務など共通事務の受託、薬品や送配水管など共通資材の購入、災害用備蓄資材の共有化等、業務の共同化を進める。

◇ 広域化に向けて

企業団設立後、当面は、用水供給事業のほかに、市町村水道の水質共同検査や技術支援、事務の共同処理、水道事業の受託を行っていくことにより、用水供給事業と市町村水道事業との連携拡大を図る。

より一層効率化を図っていくため、施設整備水準の格差などの課題の解消方策について検討し、市町村の意向を踏まえつつ、将来的には大阪市を含め、さらなる広域化を推進する。

また、企業団に市町村との連携拡大や広域化を推進する組織を設置する。

◇ 工業用水道事業の実施

・ 背景

工業用水道は、堺・泉北臨海工業地域における産業基盤整備として、また、北摂、東大阪、泉州地域の地盤沈下対策として、大阪府において水源確保、施設整備が実施され、用水供給事業と一体的に運営されており、現在、25市2町の約460の事業所に給水している。

産業構造の変化や企業の節水努力により給水量は減少傾向にあり、今後、大幅な給水区域の拡大や事業拡張は見込めないものの、平成21年には堺浜への進出企業に供給を開始するなど、府域の経済発展に資する産業インフラとして、今後も重要な使命を担っている。

・ 経営状況

事業経営については、現在、単年度損益、累積損益とも黒字となっており、建設改良積立金の充実を図るなど、経営状況は安定している。

なお、21年度当初に料金制度の改定が行われ、改定時の経営収支シミュレーションでは、22年度は単年度赤字が見込まれているが、その後は単年度損益も黒字に転換し、琵琶湖総合開発事業にかかる減価償却費の減少により黒字が拡大する見込みであり、この間も累積損益は黒字が継続するなど、健全経営が維持されるものと考えている。

・ 用水供給事業との一体的経営

工業用水道事業については水道法と異なり、市町村による実施の原則はない。

しかしながら、府営水道では両事業の浄水処理や送水管理などの一体的な監視制御など施設の共有化に加え、人材の有効活用など、用水供給事業と一体的に運営することにより両事業とも効率的に運営が行われている。このことが用水供給事業の効率的な経営に寄与しており、引き続き、効率的な運営と利用者への安定送水を担保することが住民の利益に資するものとの認識に立ち、企業団において実施していく。

◇ 大阪府との連携

- ・ 用水供給事業については、府域の水道事業を指導・監督する立場にあり、また「広域的水道整備計画」策定主体でもある府水道行政部門の協力は重要であり、市町村水道事業の経営基盤強化や広域化に向けて積極的な対応を、また、工業用水道事業については産業政策との関わりがあることから、企業団との緊密な連携を大阪府に要請する。